

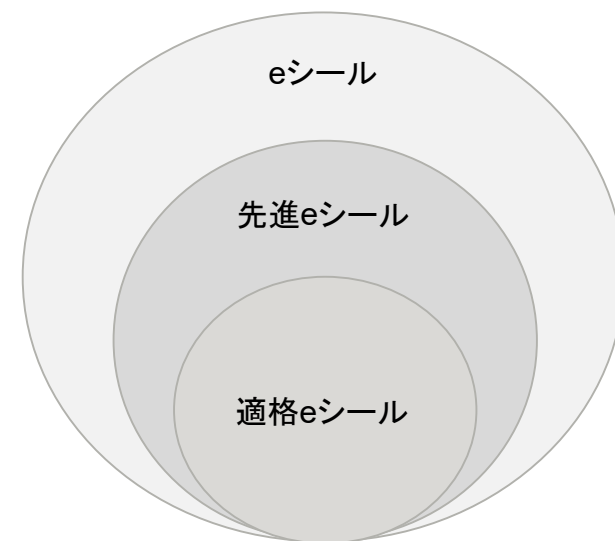
# 欧州におけるeシールのレベル分類 に関する調査

2021年1月29日  
富士通株式会社

- eIDAS規則で定められている3つのeシール
- ETSIのeシール関連規格におけるレベル
- 監査／監督のフレームワーク
- まとめ

# eIDAS規則で定められている3つのeシール

名称	定義	法的効力	用途
<b>適格 e シール</b> (Qualified Electronic Seal)	<b>適格eシール生成装置</b> を利用して生成され、eシールの適格証明書に準ずる先進eシール	適格eシールは、適格eシールがリンクするデータの完全性及びデータの起源の正確性を推定することができる	電子申請、法的に保存義務のあるデータ、規制産業におけるデータの自動処理 (B2B, B2C) 及び保護、保険契約／契約の提示、電子インボイス、財務報告書、PSD2、X-Road、官公庁システム
<b>先進 e シール</b> (Advanced Electronic Seal)	第36条*で規定する要件を満たすeシール	下記eシールの法的効力から追加の規定はない。	B2B、B2Cにおけるデータの自動処理、保護、システムログの保存、業務プロセス
<b>e シール</b> (Electronic Seal)	データの起源と完全性を保証する為に電子データに添付又は論理的に関係している電子形式のデータ	eシールは、その法的効力及び法的手続きにおける証拠としての能力を、それが電子形式である、又は適格eシールの要件を満たさないという理由だけで否定されない	-



\*第36条 : eシール生成者が識別でき、eシールと一意に紐づくこと及び改ざん検知等。

# [参考]ETSIのeシール関連規格におけるレベル

eシール用電子証明書を発行する認証局のポリシー及びセキュリティ要件を定めているETSI EN 319 411-1,-2には、**QCP-I-qscd**、**QCP-I**、**NCP+**、**NCP**、**LCP**の5つのポリシーが定められており、5段階の基準となっている。

eシールのレベル		ポリシー名	定義
適格eシール		QCP-I-qscd (Qualified Certification Policy -Legal person-QSCD)	この要件に従って発行された証明書は、 <b>欧州規則 (EU) No 910/2014 [i.1]の第3条 (27)</b> で規定されているような適格eシールをサポートすることを目的としている <b>QSCD : Qualified Seal Creation Device (適格eシール生成装置)</b> ※ISO/IEC 15408 (Common Criteria) とProtection Profile (EN 419 211シリーズ) に適合した <b>認証製品</b> を使用
先進eシール	適格証明書に基づく先進eシール	QCP-I (Qualified Certification Policy-Legal person)	この要件に従って発行された証明書は、 <b>欧州規則 (EU) No 910/2014 [i.1]の第36条及び37条</b> で規定されている <b>適格証明書</b> に基づく先進eシールをサポートすることを目的としている
	先進eシール (秘密鍵をセキュア暗号装置で管理)	NCP+ (Extended Normalized Certification Policy )	セキュア暗号装置が必要であると考えられる場合に使用され、NCPと同じクオリティを持つ、拡張標準証明書ポリシー
	先進eシール (秘密鍵の保護環境の指定なし)	NCP (Normalized Certification Policy)	すべての取引形態で使用される証明書を発行するTSPの一般的なベストプラクティスを満たす、標準証明書ポリシー
		LCP (Lightweight Certification Policy)	すべての取引の形式 (デジタル署名、Web認証またはeシール) で使用される証明書のための、NCPのすべての要件 (物理的存在など) を遵守する追加的な負担をリスクアセスメントが正当としない場合に使用するNCPより負担の少ないサービス品質を提供する、簡易証明書ポリシー

# [参考] 監査／監督のフレームワーク

eシールのレベル	ポリシー	第三者監査	認証機関	監督機関	ステータスの公開方法	スキーム
適格eシール、 適格証明書に 基づく先進e シール	QCP-I, QCP-I- qscd	<b>CAB</b> eIDAS規則が定める適合性 評価機関 (Conformity Assessment Body)	<b>SB</b> eIDAS規則が定める監督機 関 (Supervisory Body)	<b>SB</b> eIDAS規則が定める監督機 関 (Supervisory Body) 事前 / 事後監督*	<b>TL</b> トラステッドリ スト (Trusted List)	eIDAS 規則
		<p><b>第三者監査のフロー</b></p> <pre> graph LR     QTSP[QTSP] -- ①申請 --&gt; CAB[CAB]     CAB -- ②適合性評価 --&gt; QTSP     CAB -- ③適合性評価報告書 --&gt; SB[SB]     SB -- ④適合性評価報告書に基づく適格性付与判断 --&gt; SB     SB -- ⑤適格ステータスのトラステッドリストでの公開 --&gt; TL[TL]     </pre>				
先進eシール	LCP, NCP, NCP+	<b>CB</b> 認定機関から認定を受けた 認証機関 (Certification Body)	<b>CB</b> 認定機関から認定を受けた 認証機関 (Certification Body)	<b>SB</b> eIDAS規則が定める監督機 関 (Supervisory Body) 事後監督*	認証機関の Web	ETSI認 証
		<p><b>第三者監査のフロー</b></p> <pre> graph LR     TSP[TSP] -- ①申請 --&gt; CB[CB]     CB -- ②適合性評価 --&gt; TSP     CB -- ③適合性評価報告書に基づく認証判断 --&gt; SB[SB]     SB -- ④認証サービスの公開 --&gt; SB     </pre>				


- QTSPはeIDAS規則で定められている適合性評価を受け、トラステッドリストで適格ステータスが公開される必要がある。  
QTSP : Qualified Trust Service Provider (適格トラストサービスプロバイダ)
- TSP(LCP, NCP, NCP+)にとって、第三者監査や認証は必須ではなく、先進eシールにも第三者監査や認証は必須ではない。  
一方で先進eシール、eシール共に監督機関による事後監督の対象とはなっている。

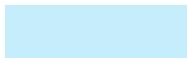
\*事後監督: 加盟国の監督機関が行政指導が必要であると判断した場合に監査や指導等を実施すると考えられる

- eIDAS規則では3段階のeシールを定義
  - eシール、先進eシール、適格eシール
  
- eIDAS規則の監査／監督のフレームワーク
  - 適格eシール用証明書を発行する認証局については事前／事後監督
  - 先進eシール用証明書を発行する認証局及びそれ以外のeシールサービス事業者については事後監督の対象としている
  - 第三者監査／認証は先進eシールの要件ではない
  
- トラステッドリストで公開されるのは基本的に適格eシール用証明書を発行する認証局のみ

# [参考] eシールのレベル毎の法律および技術基準の整備状況の整理

eシールのレベル	認証局のポリシーレベル	秘密鍵の保護	第三者監査と認証	ステータスの公開方法	監督
適格eシール (Qualified Electronic Seal)	QCP-I- qscd	QSCD	eIDAS規則におけるQTSPとしての適格性認定	トラステッドリスト	監督機関による 事前 / 事後監督*
先進eシール (Advanced Electronic Seal)	QCP-I	—	ETSI基準に基づく 第三者認証 (任意)	認証機関のWeb (任意の第三者認証を受けた場合)	監督機関による事後監督*
	NCP+ NCP, LCP	セキュア暗号装置 —			
eシール (Electronic Seal)	—	—	—	—	監督機関による事後監督*

 : eIDAS規則によって定められている範囲

 : 技術基準が定められている範囲

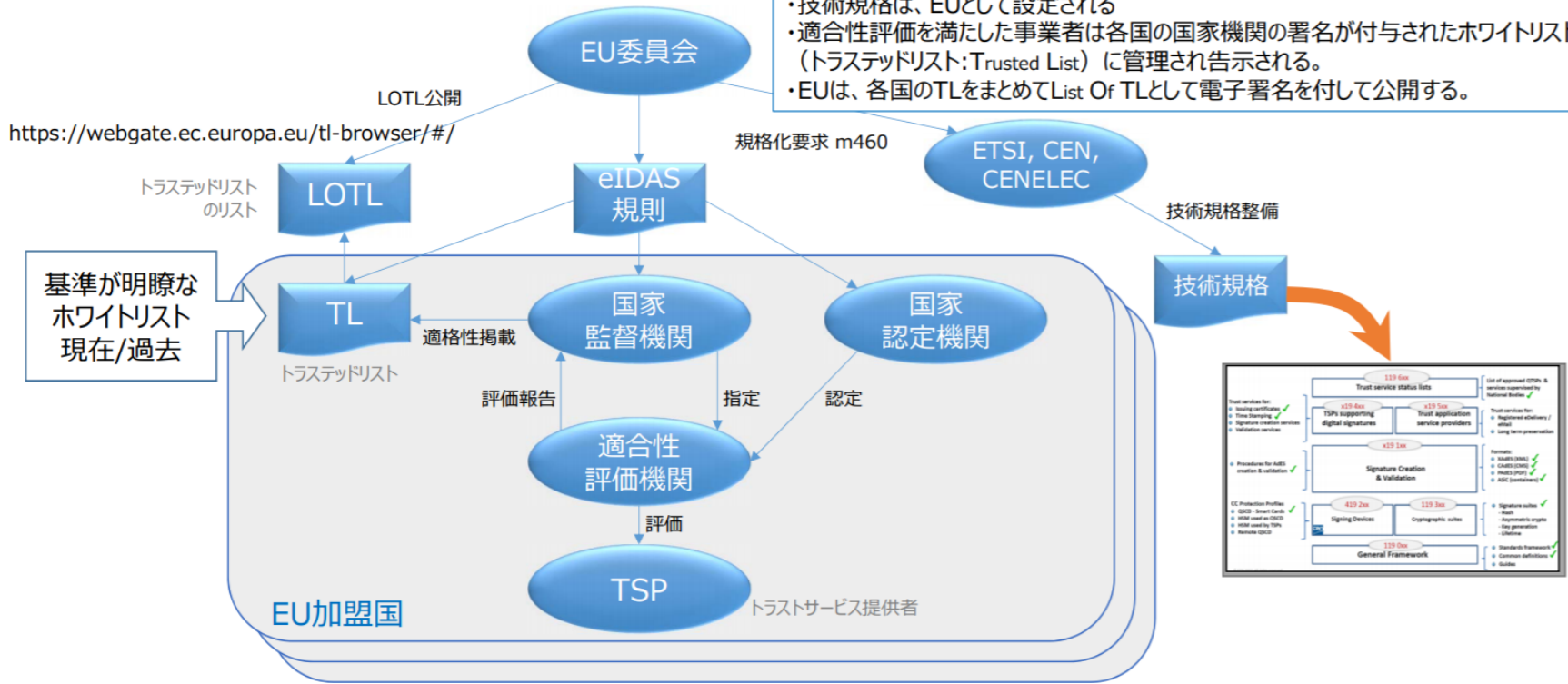
\*事後監督: 加盟国の監督機関が行政指導が必要であると判断した場合に監査や指導等を実施すると考えられる



## EUにおけるトラストサービスの枠組み


eIDAS Chapter III Section 3 Article 21-22

- eIDAS規則でトラストサービス事業者の適合性（技術、運用）を評価・監査する枠組みが規定されている。
- 技術規格は、EUとして設定される
- 適合性評価を満たした事業者は各国の国家機関の署名が付与されたホワイトリスト（トラステッドリスト:Trusted List）に管理され告示される。
- EUは、各国のTLをまとめてList Of TLとして電子署名を付して公開する。



基準が明瞭な  
ホワイトリスト  
現在/過去





**FUJITSU**

shaping tomorrow with you